

第3章 食品ロス削減推進計画

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

「食品ロス」とは、食べられるにもかかわらず捨てられている食品のことで、国では、523万トン（令和3年度農林水産省・環境省推計）もの食品ロスが発生していると試算されています。

食品ロスの問題については、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」でも重要な柱として位置付けられ、令和12年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品ロスを半減させることが国際目標として掲げられるなど世界的にも大きな問題となっています。

このような中、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年10月に施行され、令和2年3月には、同法第11条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。食品ロス削減推進法では、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

本市はこれまでも、前計画において「ごみの排出抑制・減量化に繋がる諸制度の検討」を重要検討施策として位置づけ、フードドライブや食品廃棄物のリサイクルなどの先行事例の調査研究を進めてきた結果、令和4年からフードドライブの実施に至ったことなど、食品ロス削減の取り組みを積極的に行ってきています。

こうした状況を受け、食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえるとともに、本市の食品ロス削減に向けた取組みを総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定することとし、本計画を基に、市民、事業者、行政の一丸となった取り組みの展開を目指します。

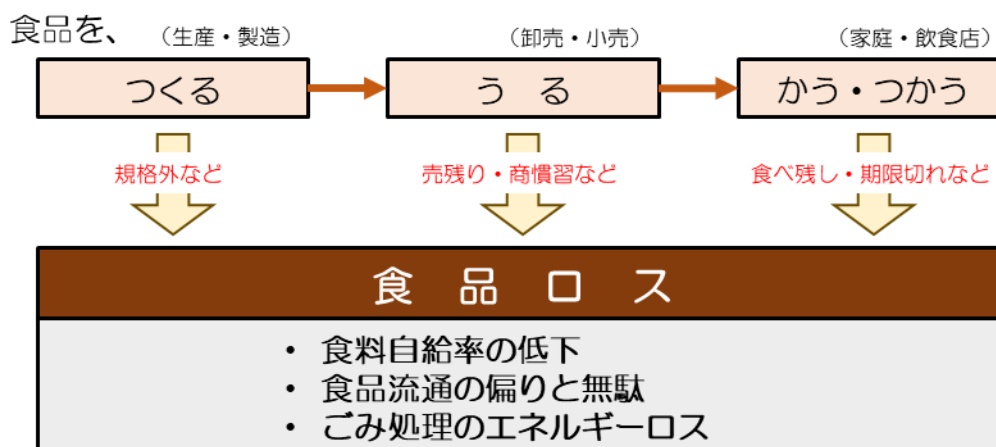


図1 食品ロスの発生原因と社会問題

2 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づくもの（市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画）として位置付けられ、「茅ヶ崎市総合計画」や「茅ヶ崎市環境基本計画」を上位計画とし、「第3次茅ヶ崎市食育推進計画」、「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」、「茅ヶ崎市教育基本計画」と整合を図るものです。

3 計画期間の設定等

本計画は、「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」に内包する個別計画であるため、令和7年度を初年度に10年間の計画期間とします。（第1章4ページ「4 計画期間及び目標年度の設定」参照）

4 計画の対象範囲

本計画は、本市全域から発生する食品ロスを対象とします。食品ロスには、「家庭系食品ロス」、「事業系食品ロス」の2種類があり、さらにそれぞれ、「直接廃棄」、「食べ残し」、「過剰除去」の3種類に分けられます。

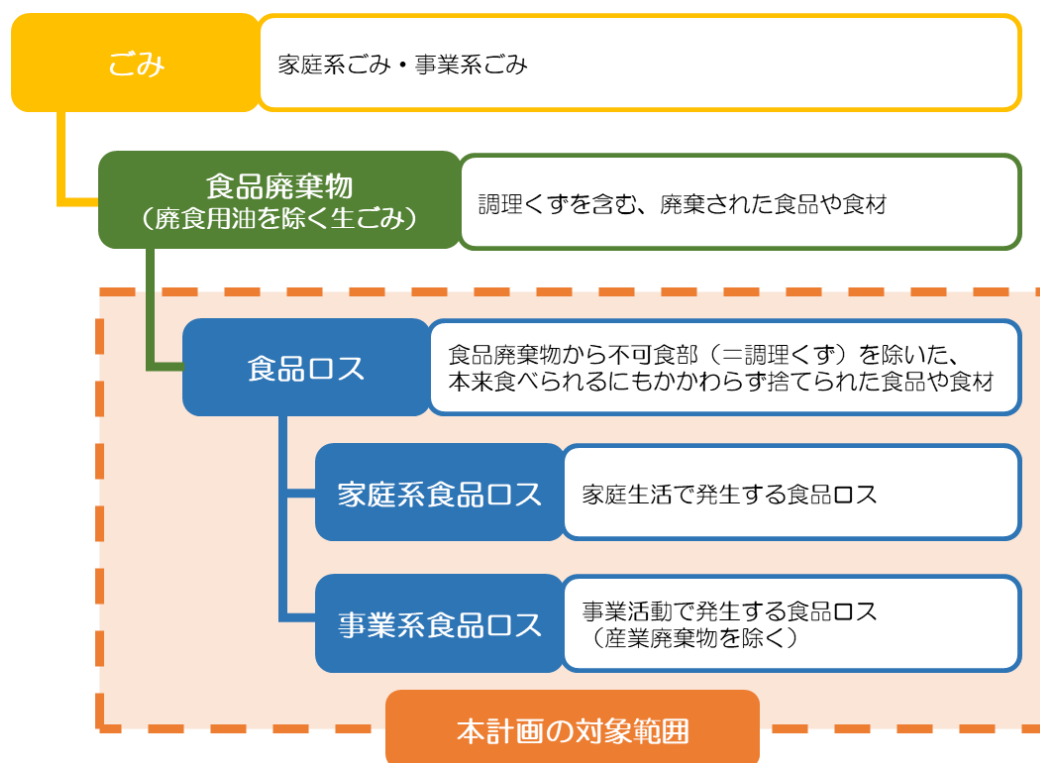


図2 本計画の対象範囲となる食品ロス

○用語説明

調理くず：調理の過程で出る食材の皮や種など、食べることができないもの。

直接廃棄：消費期限・賞味期限切れ等により食卓にあがらずに廃棄されたもの。

食べ残し：食べ切れずに廃棄されたもの。

過剰除去：調理の過程において、本来食べられる部分まで過剰に取り除き廃棄されたもの。

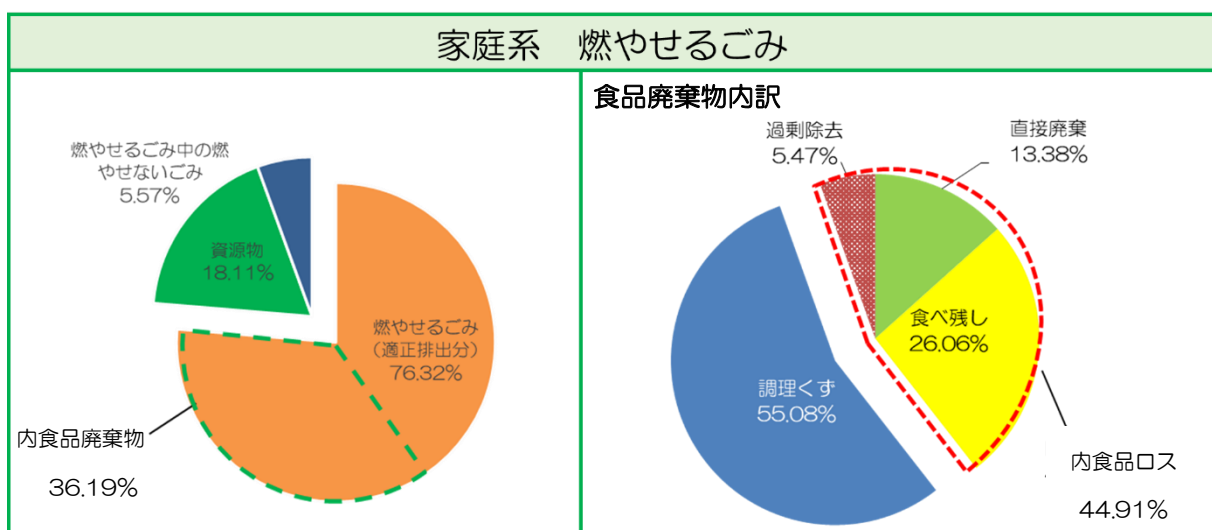
第2節 食品ロスの現状と課題

1 食品ロスの発生量

(1) 家庭系食品ロス

令和5年7月に行った調査では、家庭系燃やせるごみの約36.2%が食品廃棄物(廃食用油を除く生ごみ)で、そのうち食品ロスは約44.9%となっています。家庭系燃やせるごみに占める食品廃棄物と食品廃棄物に占める食品ロスの割合から、令和5年度における本市の家庭系食品ロス量は約5,200トンと推計されます。

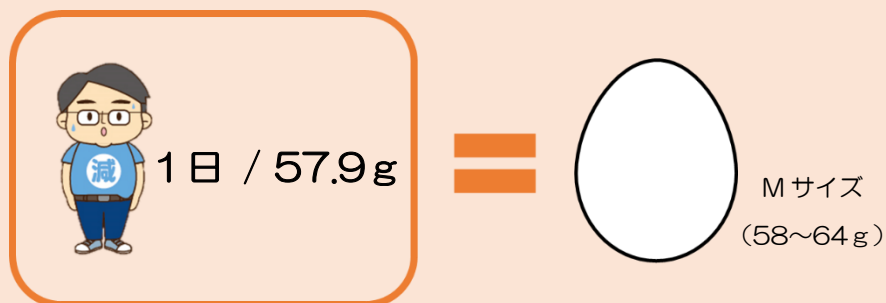
表1 家庭系ごみの組成分析調査結果(重量割合)



コラム 一人1日、たまご1個分の食品ロスが発生！

令和5年度の家庭系食品ロスの発生量(推計)から、茅ヶ崎市民一人当たりの1年間の食品ロス量は21.2kgとなります。

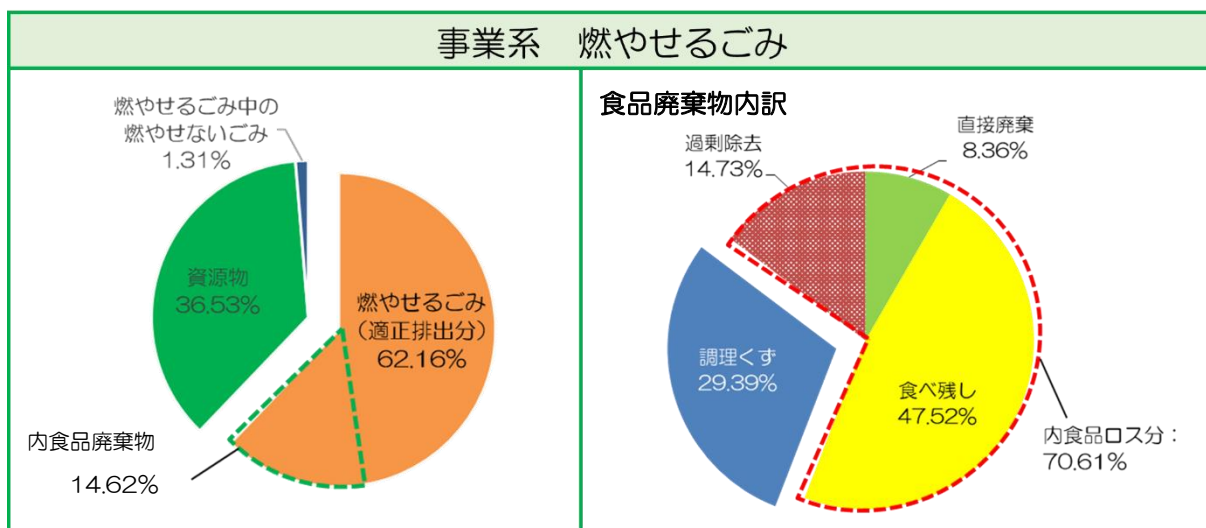
さらに一日当たりに換算すると、たまご(Mサイズ)1個分相当(57.9g)となります。



(2) 事業系食品ロス

令和5年7月に行った調査では、事業系燃やせるごみの約14.6%が食品廃棄物(廃食用油を除く生ごみ)で、そのうち食品ロスは約70.6%となっています。事業系燃やせるごみに占める食品廃棄物と食品廃棄物に占める食品ロスの割合から、令和5年度における本市の事業系食品ロス量は約1,136トンと推計されます。

表2 事業系ごみの組成分析調査結果(重量割合)



コラム ごみ組成分析調査について

本市では、一般廃棄物処理基本計画の改定などに際し、ごみからの資源化の総量及び資源化施策の参考資料を得るためにごみ組成分析調査を実施しています。

本計画の策定にあたり、令和5年7月に調査を実施しました。

(調査の様子)



ごみ袋を抜き取ります。



中身を種類ごとに分けます。



種類ごとに重さを測ります。

2 食品ロスの課題

(1) 食品ロスの実態把握

本市では、一般廃棄物処理基本計画の改定時などに行うごみの組成分析調査を通じて、食品ロスの実態把握に努めています。食品ロス削減に向けて効果的な施策を展開していくためには、定期的なごみの組成分析調査の他に、家庭や事業者における食品ロスに関する意識や行動を調査していくことなどで、更なる食品ロスの実態を把握する必要があります。

(2) 食品ロス削減に向けた意識の向上

本市における家庭系食品ロスは、家庭系燃やせるごみの約16.3%を占め、また、事業系食品ロスは、事業系燃やせるごみの約10.3%を占めており、いずれも「食べ残し」が最も大きな割合を占めています。そのため、家庭や飲食店などで具体的な行動が起こせるよう、あらゆる機会を捉えて、「食べ残し」への対策を軸とした情報発信や普及啓発していくことなどで、食品ロス削減に関する意識向上を図る必要があります。

(3) 食品ロスを含めた食品廃棄物の減量化

本市では、「直接廃棄」される食品を持ち寄り、地域の福祉施設などに寄付する「フードドライブ」を実施しており、ごみ減量化はもちろんのこと、福祉的な側面からも一定の効果が得られています。今後は、「直接廃棄」される食品の提供を促進させる枠組みと、また、最終的に廃棄せざるを得ない食品ロスは、「調理くず」と合わせた食品廃棄物としてリサイクルさせる枠組みとを構築し、それらを実行に移していく必要があります。

コラム フードドライブについて

「フードドライブ」とは、まだ食べられるのにも関わらず捨てられてしまう食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンクや地域の福祉施設などに寄付する活動のことです。

たくさんもらって食べきれないなど、様々な理由により消費しきれない食品を、フードドライブに寄付することで、ごみを減らすことと同時に食品を必要とする方々を支援することができます。

本市では、令和4年10月から資源循環課窓口で寄付食品の受付を通年実施しています。



第3節 食品ロス削減推進計画

1 基本理念・基本方針

(1) 枠組み

基本理念の実現に向けた基本方針や施策を定め、図3に示すとおり、ピラミッド型の体系を構築します。

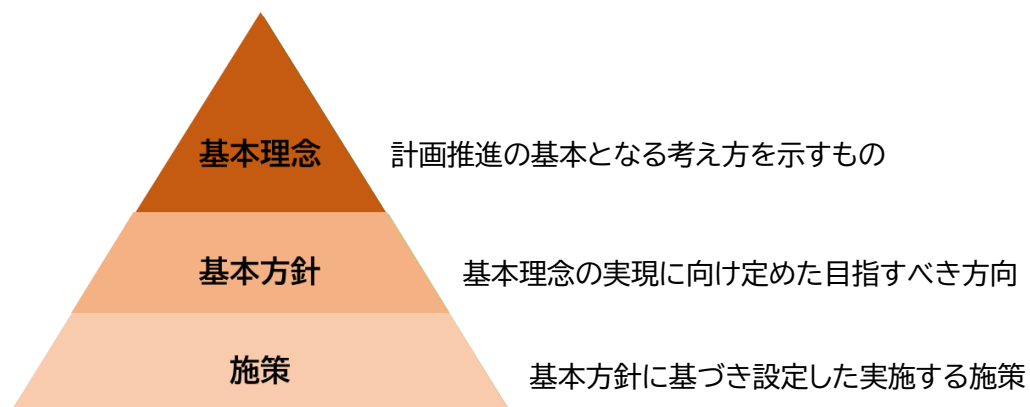


図3 枠組みの体系

(2) 基本理念

①茅ヶ崎市総合計画（再掲）

茅ヶ崎市総合計画の中では、本市が目指す将来の都市像を「笑顔と活力にあふれ みんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」と定め、その都市像の実現に向けて、「豊かな自然と共存し、心地よい生活環境のあるまち」を政策目標の一つとして定めています。

②茅ヶ崎市環境基本計画（再掲）

茅ヶ崎市環境基本計画の中では、本市が目指す将来の環境に関する都市像を「自然と共生するまち」・「良好な生活環境が保全されているまち」・「資源を大切にする循環型のまち」・「気候変動に対応できるまち」・「環境に配慮した行動を実践するまち」と定めています。

③食品ロス削減推進計画の理念

食品ロス削減推進計画では、上位計画が目指す将来の都市像などと、整合を図るべき計画が目指す姿など、また、「ごみ処理基本計画」の基本理念(第2章21ページ「(2)」③ごみ処理基本計画の理念」参照)を踏まえ、計画推進の基本となる考え方を次のとおりとします。

“サスティナ city ちがさき” を目指して
～ “もったいない” がないまちの実現へ～

「ごみの減量化」や「限りある資源の有効活用」は“もったいない”を原点とするものです。そのような意識を持つ私たちが食品の“もったいない”を再認識しながら食品ロスの削減に繋がる取り組みを実践していくことで、“もったいない”がないまちの実現を目指します。

(3)基本方針

基本理念の実現に向け、前節「2食品ロスの現状と課題」(p. 3～5)を踏まえ、本市の目指すべき方向性を次のとおりとします。

基本方針Ⅰ 「もったいない」の把握

本市の食品ロスに関する調査により「もったいない」を把握します。また、他自治体等の「もったいない」対策を把握します。

基本方針Ⅱ 「もったいない」の醸成

各媒体による情報提供・啓発を行い、家庭や事業所、イベントや教育の場などで食品ロス削減に向けた機運を高めていきます。

基本方針Ⅲ 「もったいない」の実践

フードドライブなどの枠組みの構築や実行に加えて、家庭や事業所から排出される食品廃棄物のリサイクルを支援することなど、多角的に「もったいない」を実践します。

2 基本目標

本計画の基本目標は、第2章「ごみ処理基本計画」で設定した基本目標を踏まえ、「家庭系食品ロス排出量」など表3に示すとおり設定します。また、それぞれの目標に対する目標値を、令和5年度を基準年度とし、令和11年度を中間目標年度、令和16年度を最終目標年度として設定します。なお、目標値は、令和11年度(中間目標年度)に必要な応じて見直しを行います。

表3 食品ロス削減の数値目標(※ 令和5年度実績確定後更新)

項目	令和5年度 (実績)	令和11年度 (中間目標)	令和16年度 (最終目標)
家庭系食品ロス量 (t)		 5,199t	 5,045t
事業系食品ロス量 (t)		 0%削減	 0%削減
取り組み度 (%)	※今後、意識調査を行い、素案作成までに設定		

注)事業系食品ロス排出量の目標値は、事業系ごみの排出量の推計結果に鑑みて、現状維持と設定

コラム※ 令和5年度実績確定後更新

家庭系食品ロス、一日どのくらい減らせばいいの？

最終目標を達成するために「減らさなければならない量」を「市民一人当たり」に換算すると、家庭系食品ロスは一年で700g(一日1.9g)となります。

事業系食品ロスは減らさなくていいの？

本市の事業系食品ロスは、家庭系のおよそ1/4～1/5です。多くの自治体において、家庭系食品ロスとほぼ同量の事業系食品ロスが発生していることを踏まえると、本市の事業系食品ロスは、低い水準となっています。

一方で、本市の事業系ごみ排出量は、将来的な増加傾向が予想されており、将来予測は中間目標年度までに11.8%、最終目標年度までに21.5%増加となっています。そのため、事業系食品ロスの目標は、この増加傾向を抑制・回避するために現状維持(0%削減)としています。

取り組み度って何？

国の基本方針では、発生量以外の目標として、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする」ことが定められています。本市では、食品ロスに関する市民意識調査は未実施であったため、本計画の策定を契機とし、定期的に調査を実施していきます。

3 施策の設定及び展開

基本方針Ⅰ 「もったいない」の把握

施策1：食品ロス削減に関する調査の実施

- 1-1 食品ロス量の現状把握
- 1-2 食品ロス取り組み度の把握
- 1-3 先進的な取り組みの把握

基本方針Ⅱ 「もったいない」の醸成

施策2：情報発信・普及啓発の充実

- 2-1 家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実
- 2-2 事業者系食品ロス削減のための情報発信の充実
- 2-3 イベント等での情報発信・普及啓発の実施

施策3：食品ロスを題材とした食育の推進

- 3-1 家庭・地域での食育活動の展開
- 3-2 学校・保育所での食育活動の展開

基本方針Ⅲ 「もったいない」の実践

施策4：「もったいない」を「ありがとう」へ

4-1 フードドライブの促進

4-2 フードドライブの実施支援

4-3 フードシェアリングの検討

施策5：食品廃棄物の削減

5-1 生ごみダイエット支援（再掲）

5-2 事業系食品廃棄物のリサイクルの支援

5-3 食品廃棄物のリサイクルの検討

基本方針Ⅰ 「もったいない」の把握

施策1：食品ロス削減に関する調査の実施

1-1 食品ロス量の現状把握

本計画の見直し時に、収集されたごみの組成を調査することにより、本市における家庭系及び事業系食品ロスの実態を把握します。

具体的な取り組み

・定期的なごみの組成分析調査の実施

1-2 食品ロス取り組み度の把握

本計画の見直し時に、食品ロスに対する意識や行動を調査することにより、本市における食品ロスの認知度や取り組み状況を把握します。

具体的な取り組み

・定期的な市民意識調査の実施

1-3 先進的な取り組みの把握

他自治体や事業者における、食品ロス削減に向けた先進的な取り組みに関する情報を収集することにより、本市における今後の施策の参考とします。

具体的な取り組み

・他自治体等における事例収集

基本方針Ⅱ 「もったいない」の醸成

施策2：情報発信・普及啓発の充実

2-1 家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実

本市の食品ロスの大部分は家庭から排出されています。家庭系食品ロス削減に向けて、「3ない運動」をはじめとする具体的な取組事例の情報発信・普及啓発を様々な媒体を活用しながら積極的に行います。

具体的な取り組み

- ・ホームページ、ポスター、広報紙等の様々な媒体での食品ロス削減の周知、啓発
- ・「3ない運動」の普及啓発

2-2 事業系食品ロス削減のための情報発信の充実

事業系食品ロス削減に向けて、「3010運動」をはじめとする具体的な取組事例の情報発信・普及啓発を様々な媒体を活用しながら積極的に行います。「3010運動」については、飲食店組合と連携し、飲食店や利用客への普及啓発を行います。

具体的な取り組み

- ・ホームページ、ポスター、広報紙等の様々な媒体での食品ロス削減の周知、啓発
- ・飲食店組合と連携した「3010運動」の普及啓発

●用語説明

3ない運動

食品ロスを減らすための家庭での取り組み例です。

「買いすぎない!」「作りすぎない!」「食べ残さない!」の3つの「ない」を指します。

3010（さんまるいちまる）運動

宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーンです。

乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛けることから名付けられました。



資料：環境省 HP

2-3 イベント等での情報発信・普及啓発の実施

「ちがさき環境フェア」をはじめとする本市のイベントや、食品ロス削減推進法で定められている食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)における集中的な、情報発信・普及啓発に取り組みます。

具体的な取り組み

- ・本市イベント等での周知、啓発
- ・食品ロス削減月間、食品ロス削減の日における普及啓発

施策3：食品ロスを題材とした食育の推進

3-1 家庭・地域での食育活動の展開

すべての年代の市民が、様々な体験を通して、食料の生産、流通、安全への理解と食品ロスについて理解を深めることができるよう普及啓発に取り組みます。

具体的な取り組み

- ・庁内関係課とのイベント、教室、体験を通じた普及啓発の実施

3-2 学校・保育所での食育活動の展開

未来を担う子どもたちが食事を通して命の大切さを学び、「みんなでおいしく食べきろう」の心を養えるよう、教育現場等における食育活動の一つとして、食品ロスを題材とした食育の推進に取り組みます。

具体的な取り組み

- ・(小・中学校)給食だよりを通じた啓発や、栄養教諭を中心とした食育活動の推進
- ・(保育園)公立保育園における年間指導計画に沿った食育活動の実施

基本方針Ⅲ 「もったいない」の実践

施策4：「もったいない」を「ありがとう」へ

4-1 フードドライブの促進

本市は令和4年10月よりフードドライブを通年実施しています。これを継続してだけでなく、更なる寄付者や寄付量の拡充のための取り組みの検討を行います。

具体的な取り組み

- ・フードドライブの継続実施
- ・フードドライブの拡充のための取り組みの検討

4-2 フードドライブの実施支援

フードドライブをより多角的に実施するために、事業者や団体等が主催するフードドライブに対して支援を行います。また、企業の防災備蓄品の更新にあたり、賞味期限が切れる一定期間前に有効活用する取り組みを促進します。

具体的な取り組み

- ・企業フードドライブの支援(のぼり旗・コンテナ貸し出し、ノウハウの教示)
- ・防災備蓄品の有効活用の促進

4-3 フードシェアリングの検討

メーカーや農家などがやむを得ず食品を廃棄する前に、必要とする消費者とマッチングさせるサービスをフードシェアリングといいます。本市においても、近隣自治体の先行事例を参考に、フードシェアリングの検討を行います。

具体的な取り組み

- ・フードシェアリングの検討

施策5：食品廃棄物の削減

5-1 生ごみダイエット支援（再掲）

家庭用生ごみ処理機補助金の交付及び普及活動を行い、家庭用生ごみ処理機を使用した自家処理を推進します。

具体的な取り組み

- ・家庭用生ごみ処理機補助金の交付及び普及の促進

5-2 事業系食品廃棄物のリサイクルの支援

事業者から排出される食品廃棄物を、堆肥や飼料としてリサイクルすることを支援するため、行政区域をまたいだ廃棄物の輸送のための市町村間協議を密に行い、円滑な事業実施を支援します。

具体的な取り組み

- ・事業系食品廃棄物のリサイクルのための市町村間協議支援

5-3 食品廃棄物のリサイクルの検討

行政が率先して食品廃棄物のリサイクルに取り組むべく、その必要性を庁内に広く周知し、関係事業での導入検討を促進します。

具体的な取り組み

- ・食品廃棄物のリサイクルに関する庁内周知及び導入の促進

コラム 家庭用生ごみ処理機の種類

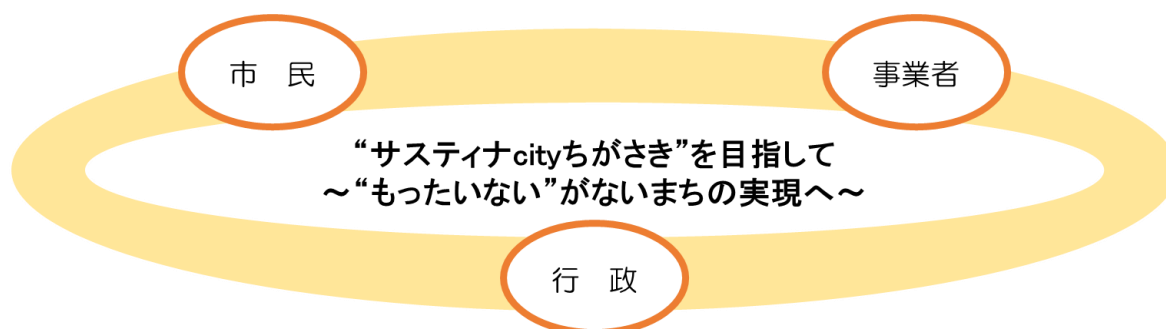
茅ヶ崎市で購入費を一部補助している生ごみ処理機には、次のような種類があります。

種類		特徴	代表的な機種
手動式		電気を使わず、ハンドル操作で専用バイオチップと生ごみを混ぜて堆肥化します。	手動式
電動式		家庭用電源を利用して生ごみを分解減容して、堆肥化または消滅化します。	バイオ式 熱乾燥式 ハイブリット式
消滅型		土の中の微生物により生ごみを分解し堆肥化します。	コンポスト キエーロ

資料：茅ヶ崎市家庭用生ごみ処理機購入費補助制度案内チラシ

4 アクションメニュー

市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を捉え、行動に移すことで基本理念「“サステイナcityちがさき”を目指して～“もったいない”がないまちの実現へ～」の実現を目指します。



家庭系食品ロスを減らす取り組み（例）



- 買い物前に
家にある食材をチェックする。
（買いすぎない！）



- 残さず食べ切れる量を作る。
（作りすぎない！）



- 残った料理を他の料理に作
り変える工夫をする。
（食べ残さない！）



- 期限表示を正しく理解する。



- てまえどりに協力する。



コラム 「賞味期限」と「消費期限」

食品の期限表示には2種類あります。正しく理解し、食品を買うときの参考にしましょう。

賞味期限

「品質が変わらずに美味しく食べられる期限」のこと。スナック菓子、カップめん、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、消費期限に比べ、いたみにくい食品に表示されています※袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に限りです。

消費期限

「安全に食べられる期限」のこと。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。※袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に限りです。

事業系食品ロスを減らす取り組み（例）

- 業種に合わせた対策を立てる。



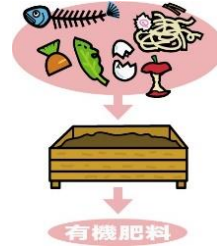
- 3010 運動に協力する。（画像再掲）



- フードドライブに協力する。



- 堆肥化、飼料化（リサイクル）を検討する。



行政の取り組み（一部）

- 組成調査や意識調査を実施する。



- 各種媒体を活用して啓発に取り組む。



- 各種イベントでの情報発信を行う。



- 各種補助制度を整備する。



コラム てまえどり (p.17)

小売店などで展開されている、「すぐ食べる食品は商品棚の手前から取る」運動です。事業系食品ロスの削減に大変有効です。

すぐにたべるなら、手前をえらぶ。『てまえどり』にご協力ください。	食品ロス ゼロをめざして みんなで目指そう、地球にやさしいお買い物。 消費者庁 農林水産省 環境省
---	--

（資料：農林水産省 HP より）